

議第98号

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき  
個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号）

富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例（平成27年富士市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表5生活保護法の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務に準ずる生活に困窮する外国人に係る生活保護に関する事務であって規則で定めるものの項中「特例給付」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第99号

富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例制定について

富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市男女共同参画条例（平成16年富士市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(男女共同参画推進員)」に改め、同条中「市長は、」の次に「市、市民、事業者等が一体となって」を加え、「富士市男女共同参画地区推進員」を「富士市男女共同参画推進員」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第100号

富士市立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立保育園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市立保育園の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1 富士市立杉の木保育園の項、富士市立浜保育園の項、富士市立森島保育園の項及び富士市立厚原保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第101号

富士市立幼保連携型認定こども園の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

富士市立幼保連携型認定こども園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立幼保連携型認定こども園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

富士市立幼保連携型認定こども園の設置等に関する条例（平成27年富士市条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富士市立認定こども園の設置等に関する条例

第1条中「幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）」を「認定こども園」に改める。

第2条を次のように改める。

（種類、名称、所在地及び定員）

第2条 認定こども園の種類、名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

種類	名称	所在地	定員
幼保連携型認定こども園	富士市立松野こども園	富士市北松野1825番地の1	165人
保育所型認定こども園	富士市立富士川こども園	富士市岩淵58番地の16	75人

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 認定こども園の入園の申込み及びこれに対する承諾の手續その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（富士市立幼稚園の設置等に関する条例の一部改正）

3 富士市立幼稚園の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表富士市立富士川第一幼稚園の項を削る。

（富士市立保育園の設置等に関する条例の一部改正）

4 富士市立保育園の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1 富士市立岩淵保育園の項を削る。

（富士市立幼稚園の設置等に関する条例及び富士市立保育園の設置等に関する条例の一部改正に

伴う経過措置)

- 5 平成31年4月2日以後に出生した児童で施行日の前日に富士市立富士川第一幼稚園又は富士市立岩淵保育園に在園していたものは、施行日に富士市立富士川こども園の入園の承諾を受けたものとみなす。

議第102号

富士市立くすの木学園設置条例を廃止する条例制定について

富士市立くすの木学園設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立くすの木学園設置条例を廃止する条例

（令和 年 月 日）  
（条 例 第 号）

富士市立くすの木学園設置条例（平成10年富士市条例第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 富士市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表社会福祉業務手当の項中「、くすの木学園」及び「及びくすの木学園」を削る。

議第103号

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

富士市国民健康保険税条例（昭和42年富士市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.8」を「100分の6.7」に改める。

第5条中「2万4,000円」を「2万6,900円」に改める。

第5条の2第1号中「1万9,200円」を「1万8,900円」に改め、同条第2号中「9,600円」を「9,450円」に改め、同条第3号中「1万4,400円」を「1万4,175円」に改める。

第5条の3中「100分の2.3」を「100分の3.1」に改める。

第5条の4中「9,600円」を「1万2,400円」に改める。

第5条の5第1号中「8,400円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「4,200円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「6,300円」を「6,000円」に改める。

第6条中「100分の2.2」を「100分の2.5」に改める。

第7条中「1万5,600円」を「1万8,700円」に改める。

第19条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「1万6,800円」を「1万8,830円」に改め、同号イ(7)中「1万3,440円」を「1万3,230円」に改め、同号イ(4)中「6,720円」を「6,615円」に改め、同号イ(6)中「1万800円」を「9,923円」に改め、同号ウ中「6,720円」を「8,680円」に改め、同号エ(7)中「5,880円」を「5,600円」に改め、同号エ(4)中「2,940円」を「2,800円」に改め、同号エ(6)中「4,410円」を「4,200円」に改め、同号オ中「1万920円」を「1万3,090円」に改め、同項第2号ア中「1万2,000円」を「1万3,450円」に改め、同号イ(7)中「9,600円」を「9,450円」に改め、同号イ(4)中「4,800円」を「4,725円」に改め、同号イ(6)中「7,200円」を「7,088円」に改め、同号ウ中「4,800円」を「6,200円」に改め、同号エ(7)中「4,200円」を「4,000円」に改め、同号エ(4)中「2,100円」を「2,000円」に改め、同号エ(6)中「3,150円」を「3,000円」に改め、同号オ中「7,800円」を「9,350円」に改め、同項第3号ア中「4,800円」を「5,380円」に改め、同号イ(7)中「3,840円」を「3,780円」に改め、同号イ(4)中「1,920円」を「1,890円」に改め、同号イ(6)中「2,880円」を

「2, 835円」に改め、同号ウ中「1, 920円」を「2, 480円」に改め、同号エ(7)中「1, 680円」を「1, 600円」に改め、同号エ(4)中「840円」を「800円」に改め、同号エ(6)中「1, 260円」を「1, 200円」に改め、同号オ中「3, 120円」を「3, 740円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 600円」を「4, 035円」に改め、同号イ中「6, 000円」を「6, 725円」に改め、同号ウ中「9, 600円」を「1万760円」に改め、同号エ中「1万2, 000円」を「1万3, 450円」に改め、同項第2号ア中「1, 440円」を「1, 860円」に改め、同号イ中「2, 400円」を「3, 100円」に改め、同号ウ中「3, 840円」を「4, 960円」に改め、同号エ中「4, 800円」を「6, 200円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第104号

富士市都市公園条例及び富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例制定について

富士市都市公園条例及び富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市都市公園条例及び富士市都市公園運動施設条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

（富士市都市公園条例の一部改正）

**第1条** 富士市都市公園条例（昭和48年富士市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第2 富士総合運動公園の項中「野球場」を「総合体育館 野球場」に、「運動広場 管理棟」を「運動広場」に改める。

（富士市都市公園運動施設条例の一部改正）

**第2条** 富士市都市公園運動施設条例（平成17年富士市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「野球場」を「総合体育館 野球場」に、「運動広場 管理棟」を「運動広場」に改める。

第6条の表富士総合運動公園の項中

「

野球場 陸上競技場 運動広場	4月1日から9月 30日まで	午前8時30分から 午後6時まで
----------------	-------------------	---------------------

を

」

「

総合体育館	午前8時30分から午後9時まで	
野球場 陸上競技場 運動広場	4月1日から9月 30日まで	午前8時30分から 午後6時まで

に改める。

」

第6条の表富士総合運動公園管理棟の項を削る。

第8条第2項中「のうち」の次に「、総合体育館」を加える。

別表の7 管理棟の表を削る。

別表の6 運動広場の表中「6 運動広場」を「7 運動広場」に改める。

別表の5 弓道場の表中「5 弓道場」を「6 弓道場」に改める。

別表の4 相撲場の表中「4 相撲場」を「5 相撲場」に改める。

別表の3庭球場の表中「3 庭球場」を「4 庭球場」に改める。

別表の2陸上競技場の表中「2 陸上競技場」を「3 陸上競技場」に改める。

別表の1野球場の表中「1 野球場」を「2 野球場」に改め、同表の前に次の1表を加える。

1 総合体育館

区分					1日	
メイ ンア リー ナ	専用 利用	全面	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	49,500円	
			その他に利用する場合		一般	247,500円
	当日 利用	全面	1時間当たりの利用		一般	3,960円
サブ アリ ーナ	専用 利用	全面	アマチュアスポーツに利用する場合	一般	33,000円	
			その他に利用する場合		一般	165,000円
	当日 利用	全面	1時間当たりの利用		一般	2,640円
スタ ジオ	アマチュアスポーツ団体が利用する場合				5,000円	
	その他の団体等が利用する場合				25,000円	
会議 室	アマチュアスポーツ団体が利用する場合				5,000円	
	その他の団体等が利用する場合				25,000円	
トレ ーニ ング 室	個人が利用する場合（ランニングコースを利用する場合を含む。）			一般	440円	
	トレーニング以外の目的で団体が専用で利用する場合			一般	27,500円	
ラン ニン グコ ース	専用で利用する場合			一般	12,500円	
設備	メインアリーナ空調				68,750円	
	サブアリーナ空調				37,500円	

備考

- 1 一般とは、高校生以下を除いた者をいう。

- 2 高校生以下は、一般の利用料金の2分の1の額とする。
- 3 施設又は利用時間を分割して利用する場合は、分割して利用する料金の合計が1日（12.5時間）につき全面又は1室の利用料金を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。
- 4 利用者が、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による金額の3倍の額とする。
- 5 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、超過し、又は繰り上げて利用した時間30分につき1日（12.5時間）の料金の30分相当額を徴収する。
- 6 上記の利用料金の計算において10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第105号

富士市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

富士市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市営住宅条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市営住宅条例（平成9年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ア(エ)を次のように改める。

(エ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

第6条第2項ただし書を削り、同条第3項を削る。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 賃貸借契約書を提出すること。

第11条中第3項及び第4項を削り、同条第5項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とする。

第17条第1項、第46条及び第60条中「第11条第6項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第106号

富士市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第3条の2を第4条の2とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（法の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第1項の規定に基づき、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を令和7年4月1日から適用する。

第5条を次のように改める。

（組織）

第5条 法第14条の規定に基づき、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、富士市立中央病院（以下「病院」という。）を置く。

第6条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の見出し中「作成」の次に「及び提出」を加え、同条第1項中「市長」を「管理者」に、「作成しなければならない」を「作成し、市長に提出しなければならない」に改め、同条第2項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第3号中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「市長」を「管理者」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「作成しなければならない」を「提出しなければならない」に改める。

第10条中「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「院長」を「管理者」に改める。

第12条中「市長」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第107号

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

富士市病院事業使用料及び手数料条例（昭和59年富士市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

正常分べん 介助料	初産	1件につき	112,000円	1 産科医療補償制度加入による掛金に相当する額（以下「掛金相当額」という。）として12,000円を含む。 2 時間外にあつては正常分べん介助料から掛金相当額を差し引いた額の3割を加算し、休日及び深夜にあつては正常分べん介助料から掛金相当額を差し引いた額の6割を加算する。 3 双生児等は、1児増すごとに正常分べん介助料から掛金相当額を差し引いた額の2分の1の額及び掛金相当額を加算する。
	経産	1件につき	102,000円	
正常分べん入院料		1日につき	28,000円	

を

」

「

正常分べん料		1件につき	152,000円	1 産科医療補償制度加入による掛金に相当する額（以下「掛金相当額」という。）として12,000円を含む。 2 時間外にあつては正常分べん
--------	--	-------	----------	---

			料から掛金相当額を差し引いた額の2割を加算し、休日及び深夜にあつては正常分べん料から掛金相当額を差し引いた額の5割を加算する。 3 双生児等は、1児増すごとに正常分べん料から掛金相当額を差し引いた額の2分の1の額及び掛金相当額を加算する。
--	--	--	--

に

」

改め、同表死後処置料の項の次に次のように加える。

自動車損害賠償責任保険診療料	第2条第1項本文の規定により算定した額の1点につき	16円50銭	消費税非課税の場合は、15円とする。
----------------	---------------------------	--------	--------------------

別表第1 自費診療料の項中「自費診療料」の次に「(この表の区分欄に個別に項目の定めがあるものを除く。)」を加え、「16円50銭」を「11円」に、「15円」を「10円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1 死後処置料の項の次に1項を加える改正規定及び同表自費診療料の項の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。

議第108号

富士市立学校施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

富士市立学校施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年11月25日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市立学校施設等使用料徴収条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条 例 第 号）

富士市立学校施設等使用料徴収条例（昭和59年富士市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1旧富士市立大淵第二小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。